様式第１号の別紙 1(第 5 条関係)

本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

１　福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び本宮市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び本宮市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額を返還します。

（１）虚偽の申請又はその他不正の手段により地方就職支援金の支給を受けたことや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

（２）（在学中に交通費支援金を申請する場合）申請日から１年以内に第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす職への就業を行わなかった場合

（３）（在学中に交通費支援金を申請する場合）申請日から１年以内に本宮市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本宮市に住民票がある場合を除く）

（４）就業開始日から１年以内に第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から 3 か月以内に第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす別の企業に就業する場合を除く)

（５）転入日から１年以内に、本宮市から転出した場合。ただし、福島県外へ住民票を移さず転出していた者については、第 4 条第 2 号に規定する要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内に本宮市以外の市区町村に転出した場合

令和　　年　　月　　日

本宮市長　高松　義行　様

申請者住所

署名